

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害、生活費増加費用及び財物損害（車両）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、同X 2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

(1) 就労不能損害	2, 058, 236円
(2) 生活費増加費用	757, 439円
(3) 車両損害	413, 000円

但し、別紙物件目録記載の車両

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金322万8675円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として金160万円を支払済みであることを確認する。

この既払金160万円について、第2項記載の和解金322万8675円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月22日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 伊藤嘉健)